

1号認定子どもの利用者負担（案）について

1. 1号認定（教育標準時間認定）子どもの利用者負担（案）について

(1) 現行制度の幼稚園保育料について

現行制度の幼稚園保育料については、和泉市における私立幼稚園において、それぞれの園が定めています。（※13園の3～5歳児の保育料の平均24,500円程度、内9園は給食費含む。給食費を除く保育料の平均は、21,500円程度となります。）また、公立幼稚園については、入園料が6,500円、保育料は月額10,000円となっています。

(2) 1号認定（教育標準時間認定）子どもの利用者負担の国のイメージについて

新制度における幼稚園・認定こども園の1号認定（教育標準時間認定）子どもの利用者負担（保育料）については、国が示す利用者負担額を限度に各市町村で定めることとされています。現行において、私立幼稚園では各園で、公立幼稚園では各市町村で保育料を定めていましたが、新制度では、各世帯の市民税所得割課税額等により階層区分を設け、その階層に応じた保育料になります。つまり、保護者の所得に応じた支払いが基本となります。現在示されている新制度の国基準の利用者負担額のイメージは、現行の私立幼稚園の保育料額の全国平均額から所得に応じた幼稚園就園奨励費補助額を差し引いて設定されています。

国のイメージでは、私立幼稚園の保育料額の全国平均額を25,700円としていますが、和泉市の私立幼稚園の保育料額の平均額はそれを下回っている状況です。

(3) 1号認定（教育標準時間認定）子どもの利用者負担（月額）に係る【原案】について

本市における新制度での1号認定（教育標準時間認定）子どもの利用者負担（月額）については、国のイメージにおける私立幼稚園の保育料額の全国平均額25,700円に対する和泉市における私立幼稚園保育料の平均額21,500円の割合である約84%をもとに、平成27年度の全園児の国基準の保育料の総額に対する市基準の保育料の総額の割合を約84%に設定するとともに、保育所保育料や低所得者への負担等を勘案し、原案（添付資料1-2上段【原案】）として作成し、国からの情報を待っていました。

(4) 1号認定（教育標準時間認定）子どもの利用者負担に係る【改定案】について

1月14日に政府予算案が閣議決定され、国からの連絡により、一部情報が示され、利用者負担額についても示されました。その内容としては、幼児教育無償化に向けた取組み（低所得世帯への支援）として、1号認定子どもの市町村市民税非課税世帯の軽減（9,100円⇒3,000円）を図るというものでした。

このことを受け、本市1号認定（教育標準時間認定）の子どもの利用者負担額について、国の低所得者への支援の主旨に従い、市町村市民税非課税世帯の軽減のため、原案のうち該当する階層の利用者負担額を3,000円に改定し、対応するのが妥当と考えます。（添付資料1-2下段【改定案】）

なお、添付資料1-2「1号認定（教育標準時間認定）の子どもの利用者負担について（月額）」中の※印の部分は、国が示す「低所得者世帯等の減免規定の取り扱い」に基づき、母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯等への軽減措置を行うものです。

2. 公立幼稚園の利用者負担の経過措置(案)について

(1) 公立幼稚園利用者負担（保育料）について

先述のように、現行の和泉市の公立幼稚園については、入園料が6,500円、保育料は月額10,000円となっていますが、保育料については8月を除く11ヶ月徴収を行っています。国は新制度において、公立幼稚園については全て新制度に移行することを想定していることから、本市公立幼稚園においても、入園料は徴収せず、利用者負担（保育料）は毎月徴収するという対応が必要であると考えています。

一方、在園児の利用者負担額については、平成27年度より1号認定子どもの利用者負担（案）の額になると、現行の保育料との間に差が生じ、大幅な負担増になる方がでてきます。併せて、第1回利用者負担検討部会において、在園児の保育料に限っては、軽減措置を検討していく必要があるとのご意見をいただきました。これらのことから、在園児については、経過措置を講じるのが妥当と考えます。

(2) 公立幼稚園の利用者負担の経過措置(案)について

公立幼稚園については、国が新制度に移行することを想定しており、本市においても、利用者負担額を保護者の所得に応じて市が定めた額（添付資料1-2下段【改定案】）にする必要があると考えています。

しかしながら、在園児について、平成27年度より1号認定（教育標準時間認定）子どもの利用者負担（改正案）の額になると、入園時に今回の制度改正による利用者負担の変更について説明等が行われていない中で大きな負担増になる階層ができることとなります。また、第1回本部会において、在園児の利用者負担に限っては、軽減措置を検討していく必要があるとのご意見をいただきました。

つきましては、公立幼稚園の利用者負担額は、添付資料「1号認定（教育標準時間認定）の子どもの利用者負担（月額）」【改正案】の額としますが、平成26年度の在園児については、その額が1万円を超える場合には、その規定にかかわらず、1万円とする経過措置をとることが妥当であると考えます。

1号認定(教育標準認定)の子どもの利用者負担(月額)

【原案】

	階層区分	国基準 保育料上限額 (イメージ)	新制度(原案) 保育料
1	生活保護世帯	0円	0円
2	市民税非課税	(※)0円	(※)0円
3		9,100円	4,000円
4	市民税所得割非課税	(※)0円	(※)0円
5		9,100円	7,000円
6	市民税所得割48,600円以下	(※)15,100円	(※)11,000円
7		16,100円	12,000円
8	市民税所得割77,100円以下	(※)15,100円	(※)12,500円
9		16,100円	13,500円
10	市民税所得割211,200円以下	20,500円	17,500円
11	市民税所得割211,201円以上	25,700円	22,500円

【改定案】

	階層区分	国基準 保育料上限額 (H27.1.15)	新制度(案) 保育料
1	生活保護世帯	0円	0円
2	市民税非課税	(※)0円	(※)0円
3		3,000円	3,000円
4	市民税所得割非課税	(※)0円	(※)0円
5		3,000円	3,000円
6	市民税所得割48,600円以下	(※)15,100円	(※)11,000円
7		16,100円	12,000円
8	市民税所得割77,100円以下	(※)15,100円	(※)12,500円
9		16,100円	13,500円
10	市民税所得割211,200円以下	20,500円	17,500円
11	市民税所得割211,201円以上	25,700円	22,500円

注・(※)はひとり親世帯、在宅障がい児(者)がいる世帯等が該当
 ・年少から小学校3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、
 その下の子を第2子としてカウントし、第1子は全額負担、第2子は半額、第3子以降は無料。

和泉市立各幼稚園PTA会長からいただいた ご意見

○伯太幼稚園・北松尾幼稚園・北池田幼稚園

【ご意見等】

先月は、お忙しい中を幼稚園に説明に来て頂き、ありがとうございました。

保育料に関しての意見を、お伝えさせて頂きます。

在園児に関しては、今の保育料1万円をお願いしたいのが、正直な気持ちです。

新入園児の保護者の方も、入園説明会の時に初めて聞いたと伺いました。しかし、在園児に関しては、入園時~~に~~時には何一つ説明がなかった上に、ギリギリになってから知らされた話です。

少子化や公立園の園児数減少など、時代の変化とともに状況が変わる事は、理解できます。

あくまでイメージだとしても、国が提示している表でいくと、ほとんどの家庭が、今より保育料1万円アップに当たるのではないのでしょうか？

小学3年生までのお子さんがいらっしゃる家庭は半額になるという事で今とほぼ変わらないと思いますが、我が家は3年生の子供はいませんし、大きき金額です。

在園児の事しか考えていない発言にはなりますが、

1. 在園児に関しては、保育料は今のままでお願いします。
2. どうしても増額になってしまうのならば、階層をもっと増やして頂きたい。上限だとしても、今より更に1万円～1万5千円アップの保育料はって家計を預かる者としても、保護者としても、不安でなりません。

どうかよろしくお願いいいたします。

和泉市立怡太幼稚園

【ご意見等】

- 新制度によ、に場合、現在の私立幼稚園のよに年未にお金が返ってくるのでしうか？ 私立は返ってくるのに、公立は返ってはいないというのであれば、私立と同じ程の保育料を払っていくのは、負担が大きすぎます。
- 兄弟が3年生までが対象というが、おかしい。現在は4年生から医療費も500円ではな~~なる~~し、^{子が}大きくなればなる程、お金もかかるのに、3年生までという制限があるのはおかしい。
- 私立と同じぐらいのお金を払うことにはなるので、私立と同じように延長保育などをするべきではないか。
- 公立は安い！というのが一番のメリットだとして、そのではな~~なる~~と困る。その不況の中、少しでも安いところを...という思いもあるのに、その選択肢がなくなってしまう。

新制度の保育料についての保護者からの意見を述べさせていただきます。

- 1、 国が示している保育料のイメージの階層区分が、現時点では5段階ですが、市民税所得割課税額の段階の細分化を検討していただきたい。
- 2、 和泉市立幼稚園の保育料について紙面の文面に、新制度における利用者負担（保育料）は、世帯の所得の状況等を勘定して定める事と書かれていますので、在園児においても、世帯の所得の状況等に勘定して定めた保育料、そして保育料が上がる世帯には、入園の際に平成27年4月から新制度での保育料になる事が知らされていないという理由がありますので、経過措置という形を検討していただきたい。
- 3、 国が定めているとされる、幼稚園から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については、0円とするという記述がありますが、国が定めた保育料のイメージで考えますと、平成27年4月の最年長の子どもが4年生と在園児という世帯の保育料は、2年間で492,000円。そして、最年長の子どもが小学校3年生までと在園児という世帯の保育料は、2年間で246,000円。小学校3年生までという区切りによって、大きな保育料の差が生じる現実と、新制度に当たって今まで国が定めているものを、そのまま当てはめるのではなく、新制度に合った新たな範囲を検討していただきたい。
- 4、 保育料が上がる事により、今からでも私立幼稚園への入園を選択可能というご意見に対して、それは手続き上可能であると言う事であり、平成27年の新入園児、一人一人の気持ちをくみ取った意見ではないように思います。私立幼稚園は、3年保育が基本と考える保護者の意見が多く、公立は2年保育が多い中、この1年と言う期間は数字で見ると1年ではなく、子どもが初めて集団生活の中で過ごす1年なのです。平成27年度の新入園児が、私立幼稚園を検討する場合、平成25年度の説明会までに幼稚園の選択を検討し、平成26年4月に入園と考えております。家族から離れ集団生活を学び、友だちとの関係性を築いていきます。その1年目を過ごした子どもたちの中に、2年目初めて集団生活を始める子どもたち(平成27年度の新入園児)が入るのです。子どもや親にとって、どれほどの大きな不安があることでしょう。最初から、その選択肢で入園を決めている場合は良いのですが、平成27年の新入園児の場合は違います。そもそも知らされていなかったのですから検討のしようもありません。保育料の問題だけではないと言う事を、もっと私たちの目線になって考え検討し、行動していただきたいと節に思います。これから先の子どもたち、保護者の方たちのためにも、新たな取り組みを始める時は、選択する期間を十分に設け、納得した上で幼稚園に通えるような取り組みをしていただきたいと思います。
- 5、 その選択肢が不十分であった事の重さを理解していただき、平成27年の新入園児に対しても経過措置は勿論の事、在園児と同法の保育料で検討していただきたい。

平成 27 年 1 月 22 日

平成 27 年度和泉市立幼稚園に
入園される保護者の皆さまへ

和泉市教育委員会

施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請に係る支給認定証
の送付について

平素は、本市教育・保育行政にご協力賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」が開始されることに伴い、各市立幼稚園を通じ、「施設型給付・地域型保育給付費支給認定申請書（1号認定）」を提出いただきました。

このことを受け、別紙のとおりお子様に係る「支給認定証」を発行しましたので、送付させていただきます。

（ご説明）

- ・「支給認定証」は、幼稚園や認定こども園等の教育を希望する保護者の方に、利用のために必要な認定を行うものです。
- ・利用者負担（保育料）につきましては、現在「子ども・子育て会議利用者負担検討部会」で検討していただいています。
- ・新制度においては、公立幼稚園、新制度に移行する私立幼稚園・認定こども園（1号認定）の保育料額は同等であることから、私立幼稚園や認定こども園等他園への入園を希望される場合は、入園先の変更は可能です。したがって、そのようなご希望のある場合は、直接当該園にお問い合わせください。（当該園の希望者が募集人数に達していない等の園は随時募集をしているとのことです。）

【お問い合わせ】

和泉市教育委員会事務局

指導室 指導担当学事グループ

TEL (0725) 41-1551

内線 1837・1838

